

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年5月28日(2020.5.28)

【公表番号】特表2019-514467(P2019-514467A)

【公表日】令和1年6月6日(2019.6.6)

【年通号数】公開・登録公報2019-021

【出願番号】特願2018-553968(P2018-553968)

【国際特許分類】

A 6 1 M 27/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M 27/00

【手続補正書】

【提出日】令和2年4月15日(2020.4.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

創傷被覆材装置であって、

創傷部位の上に配置されるよう構成された創傷被覆材(1200、13000)であつて、

創傷に接触して配置されるよう構成された創傷接触層と、

第1エリアと、前記第1エリアに隣接して配置された第2エリアであって、前記第1エリアが吸収材を含み、前記第2エリアが陰圧源を受容するよう構成された第1エリア及び第2エリアと、

前記創傷接触層と、前記第1エリアと、前記第2エリアとを覆い、その上で封止を形成するよう構成されたカバー層と、

を含む創傷被覆材と、

前記創傷被覆材の前記第2エリアの上に配置された、又は、その中に配置されたポンプ(1304、1704)であって、入口と出口とを備え、前記創傷部位に陰圧を印加するよう動作可能であるポンプと、

前記入口と流体連通する構成要素(1510、1710)であって、前記入口の閉鎖が阻止されるよう、前記創傷被覆材の内部と前記入口との間に複数の流路を画定する構成要素と、

を備え、

前記構成要素が前記吸収材と流体連通し、創傷滲出液が前記創傷部位から前記入口へ流れるのを阻止するよう構成され、

前記構成要素が、前記ポンプの前記入口に連結されたポート(1511、1715)を備える創傷被覆材装置。

【請求項2】

前記構成要素が、創傷滲出液を弾くよう構成された疎水性材を備える、請求項1に記載の創傷被覆材装置。

【請求項3】

前記構成要素が、毛細管現象による創傷滲出液の浸入に抵抗するよう構成された孔サイズを有する材料を備える、請求項1又は2に記載の創傷被覆材装置。

【請求項4】

前記構成要素が、1以上の多孔質ポリマ成型構成要素を備える、請求項1から3のいずれかに記載の創傷被覆材装置。

【請求項5】

1以上の前記多孔質ポリマ成型構成要素を含むポリマが疎水性であり、約20ミクロンから約40ミクロンまでの範囲の孔サイズを有する、または、1以上の前記多孔質ポリマ成型構成要素を含むポリマが疎水性であり、約5ミクロンから約40ミクロンまでの範囲の孔サイズを有する、請求項4に記載の創傷被覆材装置。

【請求項6】

前記ポリマが、疎水性ポリエチレン及び疎水性ポリプロピレンのうちの1つである、請求項4又は5に記載の創傷被覆材装置。

【請求項7】

1以上の前記多孔質ポリマ成型構成要素がそれぞれ、前記ポンプの前記入口と、前記創傷被覆材の前記内部との間の接触エリアを増加させるよう構成された、請求項4から6のいずれかに記載の創傷被覆材装置。

【請求項8】

1以上の前記多孔質ポリマ成型構成要素が、三日月形状、指貫形状、もしくは、直方体又は略直方体形状のうちの1つである、請求項4から7のいずれかに記載の創傷被覆材装置。

【請求項9】

1以上の前記多孔質構成要素が、湾曲しているか又は傾斜した角部及び／又は縁部を備える、請求項4から8のいずれかに記載の創傷被覆材装置。

【請求項10】

1以上の前記多孔質ポリマ成型構成要素が、前記入口と、前記入口及び前記創傷被覆材の前記内部と流体連通した管状延長部の端部のうちの少なくとも1つに取り付くよう構成された、請求項4から8のいずれかに記載の創傷被覆材装置。

【請求項11】

前記構成要素が、前記入口に取り付けられた1以上のマイクロ多孔質膜を備える、請求項1から3のいずれかに記載の創傷被覆材装置。

【請求項12】

前記膜内に配置されたスペーサ材であって、前記膜が崩壊するのを阻止するよう構成されたスペーサ材をさらに備える、請求項11に記載の創傷被覆材装置。

【請求項13】

前記陰圧源がマイクロポンプであり、陰圧を前記創傷部位に印加する前記マイクロポンプの動作を制御するよう構成されたコントローラをさらに備える、請求項1から12のいずれかに記載の創傷被覆材装置。

【請求項14】

前記吸収材が、創傷滲出液を吸収するよう構成された、請求項1から13のいずれかに記載の創傷被覆材装置。

【請求項15】

前記構成要素が前記入口に取り付けられた、請求項1から14のいずれかに記載の創傷被覆材装置。

【請求項16】

前記構成要素が前記ポンプの前記入口を受けるように構成された、請求項1から15のいずれかに記載の創傷被覆材装置。